

相続専用定期預金

<商品説明書>

2-1

(令和2年12月15日現在)

1. 商 品 名	自由金利定期預金（スーパー定期預金、大口定期預金） 愛称：【こうぎん相続専用定期預金】
2. 販 売 対 象	○個人のお客さま（お預け入れされる方は、相続人本人とします。） ※金融機関（当行以外の金融機関を含む。）での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける方
3. 確 認 事 項	○相続手続きをおこなった内容の分かる以下の書類をご持参ください。 ①お預け入れされる方が相続人であることが確認できる書類 ②金融機関での相続手続き完了時期および相続により取得した金額が確認できる書類 (注)東京支店およびよさこいおきやく支店での新規預け入れはおこなっていません。ただし、当行本支店での相続手続きに関わる東京支店での新規預け入れはおこないます。金利情勢の変化、その他事由等により、お取扱いを変更・中止させていただく場合があります。
4. 商 品 内 容	
(1)種 類	○預入金額100万円以上1,000万円未満：スーパー定期預金（自動継続） ○預入金額1,000万円以上：大口定期預金（自動継続）
(2)預 入 方 法	○一括預入 店頭預入のみ ・ATMでのお預け入れはできません。 ○証書式、通帳式（総合口座、総合預金通帳を含む。）でのお預け入れで、自動継続利払式・元加式のいずれかの取扱いとなります。
(3)預 入 金 額	○100万円以上（相続により受取られた預金の範囲内とします。） ※相続による預金であれば、複数回に分けての預け入れは可能です。
(4)預 入 単 位	○1円単位
(5)適 用 金 利	○スーパー定期預金、大口定期預金ともに以下の金利を適用します。 ①預入期間6カ月もの——年利0.50%（税引後年0.3984%） ②預入期間1年もの——年利0.25%（税引後年0.1992%） ③預入期間3年もの——年利0.30%（税引後年0.2390%） ※利率は初回満期日までの適用利率です。初回満期日以降の適用利率は、継続日におけるスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示利率を適用します。スーパー定期預金3年ものについては、6カ月毎の複利計算とします。
(6)利 払 方 法	○満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
(7)計 算 方 法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
(8)税 金	○原則、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の源泉分離課税 ・マル優は非課税扱い

相続専用定期預金

<商品説明書>

2-2

(令和2年12月15日現在)

(9) 中途解約時	<p>○スーパー定期預金、大口定期預金ともに満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。(スーパー定期預金は小数点第3位以下、大口定期預金は小数点第4位以下切捨て)</p> <p>約定利率に預入日から解約日までの預入期間に応じた下記の掛け目を掛けて算出した利率となります。なお、この利率が解約日現在の普通預金利率を下回った場合は解約日における普通預金利率を適用します。</p> <p>○期間6カ月もの 預入期間が6カ月未満の場合：解約日における普通預金利率</p> <p>○期間1年もの 預入期間が6カ月未満の場合：解約日における普通預金利率 預入期間が6カ月以上1年未満の場合：約定利率×50%</p> <p>○期間3年もの 預入期間が6カ月未満の場合：解約日における普通預金利率 預金期間が6カ月以上1年未満の場合：約定利率×50% 預入期間が1年以上3年未満の場合：約定利率×70%</p>
(10) 付加できる特約事項	<p>○法令に定められた条件を満たせばマル優のお取扱いができます。</p> <p>○総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</p>
(11) 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
(12) その他参考となる事項	<p>○預金保険の対象商品です。</p> <p>○預金および通帳等は譲渡、質入れすることはできません。</p> <p>○金利については窓口でお問い合わせください。</p> <p>○本件記載外の取扱い内容等については、スーパー定期預金、大口定期預金の各規定を適用します。</p>